

令和4年度 犬山市学校食育推進委員会 会議録

1 附属機関の名称

犬山市学校食育推進委員会

2 開催日時

令和4年8月25日（木） 午後2時30分から4時

3 開催場所

犬山市役所 3階 301会議室

4 出席者

(1) 委員

榊原 吉峰、坂野 正勝、山口 勝司、倉橋 伸子、三輪 芳久、岩田 俊樹、
小室 武、鈴木 由里恵、今枝 朋子、岩見 恵美子

(2) 事務局

滝教育長、大黒学校教育課長、中島学校教育課統括主査、
内田学校教育課主任主査

5 議事内容

(1) 開会（事務局大黒）

皆さん、こんにちは。只今より令和4年度犬山市学校食育推進委員会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます学校教育課の大黒と申します。よろしくお祈いします。この委員会は、犬山市立の小中学校における食育の充実を目指し、学校、家庭及び地域が一体となり、安心安全な学校給食を活用した実践的な取り組みをはかるため、犬山市附属機関として、設置、開催するものとなります。それでは、事務局を代表いたしまして犬山市教育委員会滝教育長よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶（滝教育長）

皆様こんにちは。夏休みも残り少なくなりました。その貴重な1日を学校食育推進委員会にお集まりいただき誠にありがとうございます。久しぶりに行動制限のないお盆が終わりましたが、コロナの新規陽性者が200名を超えるような状況となっております。先週末は市内小中学校では、40名の感染まで増えておりました。文科省は学校が始まる9月以降に学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは休校について、今までは複数名の陽性者が出たら、閉鎖等の検討をするよう指示が出ておりましたが、感染源が家庭であることが明らかであればあえて閉鎖することはないという通知を出してまいりました。これまで閉鎖をすると給食を止めなければいけないという大変な状況がありましたが、そういった状況が緩和されるのは

よいのですが、学校が始まると子どもが何名か休むと給食はどうするかと、具体的な場面に迫られることが多くなってくるのではと心配をしているところでもあります。これまでも学校現場では、コロナ対策と熱中症対策の両面から様々な対策をしてまいりました。9月1日から授業が再開するわけですがけれども、引き続きコロナと熱中症への対策を十分に行い、特にリスクの高い活動はしない、換気を十分に行う、適切にマスクを着用させる等、学校には、クラスターを出さないように強くお願い申し上げているところです。

本日の会は、犬山の学校給食並びに食育に関わる様々なご議論をいただくことになっております。犬山の給食は自校方式を守ってきており、その分課題が多いことは承知しております。より良い道を探りながら犬山の学校給食並びに食育を益々発展させていけるよう委員の皆様のお力添えを頂くよう強くお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 委嘱状の伝達

事務局大黒：続きまして、皆様方の委嘱状につきましては、本来であれば、お一人お一人にお渡しすべきところではございますが、時間の都合上、お手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。ここで、第1回目となりますので、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

名簿に沿って自己紹介

事務局大黒：ありがとうございます。また、本日、保護者代表の小竹委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

(4) 委員会の趣旨と委員会規則について

事務局大黒：資料1をご覧ください。犬山市学校食育推進委員会の規則でございます。第2条の目的ですが、小学校と中学校における食育の充実を目指しまして、学校、家庭、及び地域が一体となり、安心安全な学校給食を活用した実践的な取組を図ることを目的としております。

(5) 委員長・委員長職務代理者の選出

事務局大黒：続きまして、次第の5番、委員長の選出についてお願ひをいたします。先ほど見ていただきました資料1の第5条によりますと、委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定めるとございます。本年度の委員長につきましてはいかががいたしましょうか。

小室委員：校長会の代表の三輪委員にお願いしたいと思います。

事務局大黒：ありがとうございます。ただいま三輪委員を委員長にとご推薦がございましたが、他にご意見等ございますでしょうか。

その他委員：異議なし

事務局大黒：それでは、三輪委員よろしいでしょうか。それでは委員長を三輪委員に

お願いしたいと思います。三輪委員長、よろしく願いいたします。
委員長席の方へお進みください。三輪委員長、ご挨拶をお願いいたします。

三輪委員長：只今委員長にご指名いただきました犬山南小学校の三輪芳久です。こうした大役は不慣れですが、皆様のご協力で会がより充実したものになるよう、よろしく願いいたします。

事務局大黒：三輪委員長ありがとうございます。この規則に従いまして、この委員会の進行については、以後、委員長をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

三輪委員長：それでは規則第5条の第4項で、委員長の職務代理を私が指名することになっております。職務代理につきましては、城東中学校の岩田委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

岩田委員：お願いします。

三輪委員長：また、会議録の署名につきましては、私と職務代理の岩田委員で行ってまいりたいと思いますので、ご承知おきください。

(6) 報告事項・協議事項

三輪委員長：それでは次第に従いまして進めてまいります。次第5の報告事項に関して、事務局からの報告や説明を受けた後に、ご意見やご質問をいただきたいと思っております。報告については、いくつかまとめて報告を受けてから、ご意見等をいただくことにさせていただきます。それでは、(1)の給食の紹介と、(2)の犬山市の食育事業について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局中島：<資料1>犬山の学校給食の説明

<資料2>令和4年度犬山市の食育事業の説明

三輪委員長：ただいまのご報告について、何かご質問やご意見等ございませんか。発言される方は挙手をお願いします。

倉橋委員：2点ほど。先ほど資料2で説明を頂いた犬山市の食育事業一覧表の中で、給食関係のところ、日本各地の郷土料理が中学校のみということで、その理由と、それからもう1点、先ほどご紹介いただきました、産学連携について、本校も協力させていただいております。犬山の学校給食を考えようということで市教委と連携しております。少し紹介させていただきますが、この取組にあたり、毎年テーマを掲げております。今年度は、「減塩」をテーマに学生が考えております。今、減塩というのは、非常に健康寿命を延ばすためには重要であるということで、今再度言われている訳ですが、資料にある生活習慣病予防の指導の中に中学生の指導をしているようなことが書いてありますが、少しこの内容についてご紹介いただくと参考になると思うのでお願いします。

事務局中島：ありがとうございます。1点目の日本各地の郷土料理につきましては、

中学校のみとした経緯としましては、もともと社会科の「日本の各地方」の授業に関連付けて、その学習時期に合わせて、社会科の時間と食とをリンクさせようと始まったことがきっかけです。小学校では、今までも、中学校で好評だったメニューを出すこともあります。全て中学校と同じように出しますと、小学生の場合、初めてのメニューは食べられない子も多いものですから、まず中学校で出してみ、みんながよく食べて、好評だったメニューは小学校にも紹介するという形をとっています。

生活習慣病予防指導については、犬山市は中学1年生の全生徒に血液検査をしています。そのため、例えば脂質が多い傾向や、肥満の傾向、貧血の傾向を把握できる環境にあるので、そういう傾向にある生徒に対して、例えば保護者会の折に、保護者と生徒に養護教諭と栄養教諭と一緒に話を聞かせていただき、生活面や食事面の指導を行っています。それ以外でも随時生徒に個別に指導することもあります。食生活は家庭の食事と関わりが深いので、できる限り保護者の方に来ていただく機会をとらえて話をするようにしています。

今枝委員：犬山中学校の生活習慣病の予防について、先ほどの説明にあったような指導を行っています。血液検査結果と、身体測定的身長体重から対象者の抽出をしています。保護者会の4日間のうちで、保護者がみえる前後で実施しているので、全員の方を網羅することは難しいですが、その中でも重篤な生徒については声をかけて来ていただいています。最近多いのは、脂質異常症、コレステロール値が高いという生徒が多いです。また、貧血も女子に限らず男子にもみられますし、また、スポーツのやりすぎで貧血になっている生徒もいます。糖尿病の生徒もいて、血液検査の結果で分かり、即入院ということで、現在は元気に過ごしていることから、血液検査のおかげで病気が分かってよかったという事例がありました。

三輪委員長：その他よろしいでしょうか。

それでは、続いて報告事項(3)の給食費の無料化について、事務局お願いします。

事務局内田：<資料3>給食費の無料化の説明

三輪委員長：ただ今の報告について質問や意見などはございませんか。

倉橋委員：市内に通う子どもの多子多胎世帯支援の第3子以降の給食費無料化の申請の手続きは、各自が子ども未来課への提出になっており、もう一つの地方創生臨時交付金を利用した無料化については、手続きが不要となっていますが、1枚目の多子多胎世帯の子ども未来課への提出の把握は、学校か子ども未来課のどちらが行っているのか、学校の負担はないのでしょうか。

事務局内田：保護者には、子ども未来課へ申請していただき、学校教育課で確認後、学校を通じて保護者に通知しています。

倉橋委員 : 申請しなければいけない子が、申請していないということもありますか。申請に漏れはないのでしょうか。

事務局内田 : 昨年度の夏に全世帯に郵送という形でお知らせし、多くの方が申請されましたが、全ての方に申請をいただいている状況もありましたので、ホームページや広報にも掲載し周知を行ってまいりました。また、再度6月にも学校を通じて保護者へお知らせしております。

倉橋委員 : そのあたりが若干気になりました。もし可能であれば、そういった漏れがないように対応をお願いしたいです。

事務局大黒 : 多子多胎事業を始めた時に、住民票の世帯だけであれば把握が可能でありましたが、市外に住んでいるお子様もおられることが分かったので、全て申請を頂いて手続きを始めるということになりました。昨年度8月に、該当するであろう世帯については全てお知らせしています。給食については今年からということで、学校教育課でお知らせをしています。なおかつ、委員がおっしゃるように漏れがある可能性もあるので、6月に再度文書を出させていただき、現状ではほぼ漏れはないと考えております。転入の折にも説明するなど漏れがないように心がけていきたいと思っております。

三輪委員長 : よろしいですか。それでは、続いて次第6議題に移ります。議題(1)給食における食物アレルギー対応について、事務局お願いします。

事務局内田 : 議題(1) <資料4>の説明。

三輪委員長 : ただ今の議題について、ご質問やご意見などはございませんでしょうか。

鈴木委員 : 本校も食物アレルギーを有する児童に対して給食で対応しております。エピペンを持っている児童が多く、アレルギーの対応が大変だということを実感しています。栄養士の先生は、毎日何度も確認をされ、またそれに合わせて調理員さんも同じように確認していますし、教室では担任の先生も確認をするという作業を行っていますが、私たちも事故がないように対応しております。すごく仕事量が増えていることを実感しています。

榊原委員 : 子どもの病気でアレルギーが一番増えております。他の病気はどんどん少なくなっておりますけど、アレルギーは花粉症も含めて徐々に増えてきているのは間違いないと思います。いろんな環境やいろんな因子があるであろうが、これからも増えていくという印象は持っております。食物アレルギーも確かに多くはなっていると思います。特に家族が過敏になっているところもあって、ちょっと顔が赤くなる、口の周りが赤くなるだけでアレルギーだと言って、すぐにやめたほうがいいのかと聞かれる方も多いですね。ここで示されている人数がどの程度のアレルギーなのか分からないが、エピペンを持っている方がかなりいるが、実際に学校で使用するというケースはあるのでしょうか。

鈴木委員 : 私自身はまだ打ったことはありません。

榊原委員 : 家族が使ったことは。

鈴木委員 : ほぼ、聞いたことはないです。

榊原委員 : 危険があるということで医師から処方されているのだと思うが、その辺りが心配だからということで処方されている場合もかなりあるのではないかなと思います。本当にアナフィラキシーのような症状が出る方がこの中で何パーセントみえるのか知りたい。それほどいないのではないのかという気がしています。エピペンを使わないまでも、何か症状が出た、誤食ではなく、食べてしまったとか、そういうケースも稀にはあるのでしょうか。

鈴木委員 : 原因不明で蕁麻疹が出るとか口の周りが腫れるとか、フルーツのアレルギーがある子で、桃ゼリーを食べて症状が出てしまうことはあります。

榊原委員 : アレルギーというのは、卵、乳製品、小麦というのが、ほとんどは乳幼児期から始まり、だいたい小学校に入るくらいには改善してくる場合が多いですが、まだ卵のアレルギーがあるという方は多分しつこいケースで、まだ食べられない状況なのでしょう。ただ小学校、中学校になって初めてアレルギーが出てくる場合もあります。先ほどおっしゃられた、果物やナッツ類などの方が多くなってきていると思うので、今までよくても急に出てくることも考えていかなければいけないと思います。

実際に指導というのは、医師の診断と指導が一番であるので、しっかりとした診断書を出していただいて、細かくかかりつけ医、主治医と相談して指導していかなければいけないと思いますが、なかなか全て、私も含めて、アレルギー専門医ではないドクターが診断書を書いていることもあると思うので、細かいところは学校サイドから主治医に意見をいただいて指導をしていった方がいいかなと思います。紙に書いてあることだけでなく、分からない部分は確認をしていった方がいいと思います。

最近小麦アレルギーでよく言われるのは、運動誘発性のアレルギーが注目されています。単なる小麦アレルギーではなく、小麦だけではないが、食べた後運動すると、かなりひどい症状が出るということは、実際に自分が経験してないが、よく聞く話です。例えば給食後の運動、体育などの活動の時間については配慮されているのですか。

事務局中島 : 運動後にアレルギーが発生したことがある子については、毎年その年度の前の段階で保護者と学校生活管理指導表を見ながら確認をしています。症状を持っている子については、5時間目に体育の授業にならないように時間割を組むよう学校で配慮していただいています。以前勤めていた学校でもありましたが、初発で出る子もいますので、初発で出てしまった場合には、その後の時間割の変更が可能であれば、配慮したり、過度に動かないようにする、また、原因食材が出たときは運動をしないなど

の対応になるかなと思います。小麦だけではなくエビやサケなどいろんな食材で過去にはそういったことがありました。

榊原委員 : アナフィラキシーを起こしやすいと言われていた疾患ですので、単純な食物アレルギーではない子が結構ひどい症状が出るということが知られているので注意していかないといけないと思っております。

主治医との意見交換というのは大事だと思うので、その辺は遠慮せずに問い合わせをしていただいていると思います。もし自信がなければ、専門医に意見を聞くことも大事であります。指導表を書いてくださいと言われても、専門的な知識が乏しいと迷うこともたくさんある。その辺は学校と医療サイドの連携をとりながらやっていった方がいいかなと思っているので、遠慮せずに意見を言ってください。

山口委員 : 幸い、うちの子ども達はアレルギーに無縁だったので、アレルギーの子がこんなにいるのかというのが正直のところですね。アレルギーというのは、急に発症することもあるのですか。

榊原委員 : 年齢的なことなど様々な因子があるので、卵や乳製品というのはほとんど乳幼児の時からで、果物や甲殻類などは大人になってからも出てくる場合もあります。いつ出てくるかというのは分かりませんが。

山口委員 : アレルギーになった時の対応について、学校は把握されているのですか。

三輪委員長 : 先ほどのエピペンについては、毎年講習会で練習はしているが、やはり突然ノーマークの子どもが出た場合、エピペンもないので注意して見ていくというような対応になるとは思います。

山口委員 : そうなると怖いですね。命に係わることなので。事故といえば事故でしょうが、想定されうることなので最善を尽くしていただくようお願いしたいと思います。

三輪委員長 : うちの学校は、運動誘発性ということを最近よく聞くので、昼放課は前は長い放課だったが、10分放課にして、5時間目は体育なし、食後は静かに過ごすようにして、運動誘発性のアナフィラキシーが出ないように配慮をしています。

山口委員 : 実際に事故というのはあるのですか。

三輪委員長 : 朝ご飯を食べて、自転車に乗って登校し、蕁麻疹が出たとかアナフィラキシーのような症状が出るなどは聞いたことはあります。突発的に出ることが一番怖いですね。

榊原委員 : 学校にはエピペンは常時置いてあるものではないのですか。

鈴木委員 : 個人への処方です。

岩見委員 : アレルギーの申請のなかった子が、急に給食後に蕁麻疹が出たことがありました。その時はもちろんエピペンも持っていないので、すぐ救急車を呼んで対応しました。結局、その後何日間か入院したが、原因はいろいろ調べても分かりませんでした。その後給食は普通に食べているが、このような場合は、どうしてもできないので学校は迷ったらすぐに救

急車を呼ぶことになります。

山口委員 : エピペンというのはいろんな種類があるのか、エピペンはエピペンなのか。種類がないなら学校にいくつか置いておくことはできないのか。

倉橋委員 : 個人への処方なので難しいですね。

違う面から言わせていただくと、資料4の裏面で、学校給食で対応が必要な児童生徒が増えてきているということで、このパーセンテージが犬山市だけなのか、愛知県あるいは全国的にどれぐらいなのかというのはわからないが、多分そう違わないだろうと思います。子ども達にどういった指導をしていったらいいのかということは、専門の先生方や養護の先生、いろんな先生方が講習会をされているということで、こういった対応をし続けていくということで、何らかの形は続けられると思うが、これを全然違う面から見ると、今回学校給食という面から見ていくと、この数が増えているということは、これを支えている担当の先生方の負担が増えているということになると思う。先ほどの話であったように、万が一何かあったらどうしたらいいのかというところで、栄養教諭をはじめとして先生方の負担は、目には見えてこないが確実に増えている。

全く違うかもしれないが、この会は食育の推進ということなので、食育という指導を進めていきたい、反面、給食管理というものも考えていかなければいけないとなると、ともすると、やはり給食管理というものに重点が置かれてしまいがちになると、一日でやれる量というのは決まっているので、食育の指導がなかなか進められないようなことが起きてしまうことがあればよろしくないのかなど。そうすると、先ほど言ったような危険性をはらんだところに、何かしら新しい対応をしていくなり課題を持っていくなり、色々なことを考えていく時期がやってきているのかなど。

犬山は代替食をしないということだが、管理的な問題で給食センターだと除去食も代替食もしないというところが多い中で、それに対して単独校は除去食も無配膳もする、場合によっては、代替食がいいとは思わないが、代替食もする、ということで、いろんなサービスをすればするほど、ここには見えてこないような負担や課題も出てくるので、先ほど養護教諭の先生が非常に大変だということも言ってみえたので、新たな課題が潜んでいることを認識していく必要があるのではないのでしょうか。

三輪委員長 : よろしかったでしょうか。ありがとうございました。

では、続いて 議題(2)の給食調理業務委託について、事務局お願いします。

事務局内田 : 議題(2) <資料5・6>の説明

三輪委員長 : ただ今の議題について、ご意見や質問はございませんか。

小室委員 : 指名の入札をされたということだが、指名されているのは4者。それ以

外に指名されている業者はあるのか。また、令和2年の8月から、コロナ明けだったから随意契約になると思うが、それ以前は指名でやれているとは思いますが、個人的な思いとして、指名入札をすると比較的成本が下がることはとても素晴らしいが、その分、何かトラブルとか質が落ちてしまわないか。食育をすごく推進している犬山市なので、ある程度の担保はされているのか気になりました。

事務局内田：今回の入札は、7者で指名競争入札を行いました。また、令和2年8月以前も指名で行っております。おっしゃる通りで、令和2年度についてはコロナの影響もあり、当初は令和2年8月から令和4年の7月まで2年間の契約の予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が発生しまして、夏休みが短縮されたこともあり、入札の準備期間が厳しいことを見込み、令和3年3月までは随意契約として同じ業者と契約という形で、新たに令和3年4月から1年4か月の指名競争入札になりました。

倉橋委員：令和3年4月から令和4年7月のところの1食あたりの金額の差を見ていくと、学校の組み合わせによって、東小と東部中、犬山西小と犬中、楽田小と南部中、城東小と城東中あたりは金額が収まっているが、小規模校と組み合わせて単価が上がっているのは、単純にこれは母数の関係ですか。

事務局内田：そうですね、小規模2校、今井小学校と池野小学校が羽黒小学校と組んでおります。食数が少なくても調理員の数としては、パートではなく正規職員の責任者を必ず一人置くことになっておりますので、食数で割ると単価は少し上がってしまうという理由があります。

倉橋委員：ここには書いていない、いわゆる割り出す母数が出ていないのでわからないが、これをもし母数で出すと随分下がるということか、単純にそう思っただけで見ればいいですか。

事務局内田：食数が母数です。食数で割っています。

倉橋委員：食数が多いと当然単価が下がるということですね。これが将来的に令和4年のところからもっと見ていくと、小規模で食数が少ないところは単価が今後は厳しくなってくる。給食に限らずですが、小規模校をどうするかというところは犬山市に限らず名古屋市でも課題になっている。こうして数字で表すと課題が見えるのかな、と。

三輪委員長：ありがとうございます。

それでは、議題（3）の給食費の検証について、説明ください。

事務局内田：議題（3）＜資料7・8＞の説明

三輪委員長：ただ今の議題について、ご質問やご意見などはございませんか。

坂野委員：ウクライナの情勢がいろいろと耳に入ってくるが、穀物とかいろんな物が値上がりしているということを聞いているが、犬山の給食費に関しては小学校が290円、中学校が340円。他の市に比べてちょっと高め

ですよね。これについて説明をお聞きしたい。もう一つは、給食費というのは、逐次変更される流動的なものかをお聞かせいただきたい。

事務局中島：まず、犬山市の給食費について、令和2年度に小学校30円、中学校40円を値上げして現在の価格になっています。この上げた経緯は内田の説明のとおりです。この金額にしたのは、それまでの給食費は、平成20年から、小学校が260円、中学校が300円であり、その時と同じ給食を作った場合、平成20年と令和元年では、どれだけ食材の価格の違いがあるかということを検証したところ、同じメニューでは、小学校では39円、中学校では49円上がるという結果が出ました。それに基づいて、委員の皆様からのご意見をいただき、39円はほぼ40円に近いが、小学校については9円分はさらにいろいろ工夫をすることで、40円の値上げではなくて30円にしましょう、中学校では49円で50円に近いが、50円ではなくて40円の値上げでいきましょうという結論に至り、現在の価格になっています。

今後、給食費を変更していくかどうかについては、3年毎に見直しをしていくということで、それが今回一回目の3年目を迎えるわけで、この後また3年毎の見直しは基本はやっていこうと思っていますが、ただ、坂野委員がおっしゃられた通り、ウクライナ情勢等もあり油の価格は現在上がっていますし、今まだ反映はされていないものの、おそらく小麦の価格も今後上がってくる可能性は十分考えられます。現状を見るとそこまで給食費に関してはまだ心配な状況ではないが、来年度、再来年度もこのままやっていけるかということ、ちょっと不透明なところも多いので、必ず3年を待つわけではなく、毎年動向を注視しながら、難しい状況に陥るようであれば、値上げも含めて価格の改定を検討していくことが必要なのではないかと考えています。

倉橋委員：いろんな情勢を鑑みて価格を上げる、それも一つの考え方ではあると思うが、私自身は、管理栄養士という立場から考えると、栄養価の充足、これがどうであるかということに着目すべきではないかと。今回出していたいただいた、この栄養価の充足率を見てみると、例えば、先ほどの紹介で、スライspanやロールパン、油が上がっているとは言われていますが、充足率を見ると、例えばパンだと一番多く反映されるのはエネルギーでしょうし、油もそうです。油は脂質にも反映されます。価格は上がっているが、これを見ると目指すべき栄養価の中に入っている。

確か、この給食費の価格を上げる時に、栄養価の課題であったのは、ビタミンと鉄分だった。ビタミンや鉄が充足していないから、この不足を補うことも含めて給食費の値上げを検討しようといったことが議論の中にあっただかと思うので、その時にあった課題が、今回回避されているかどうかという観点で見ていくと、鉄分とビタミンB1、どちらも十分充足されていると。加えて、鉄は食物でとろうと思うと摂りにくい食材であ

ります。なおかつ鉄分は、食材を選ぶ、その食材は単価が高い。いろんなことが考えられる。ビタミンもそうです。それらを考えると今回の値上げは、そういったものを十分補うように、先生方が十分検討された、その結果がここに出ているのではないかと。そういう観点からすると、現時点では十分値上げの効果が栄養価として反映されている。今後については、物価を考えるとというのもあるが、栄養価の充足率、これはいつも頭に置いておいて、いつもこれを比べられるように、その観点をいつも持っていただかないといけない。それがエビデンスになってくるのではないかと思うので。犬山の給食は、自校方式をとりながら、なおかつ栄養価の充実もできている、もっといふならば、なかなかとれないビタミンや鉄分がちゃんと摂れていますよということを、いつもこのような形で残しておかれると非常に説得力があるのではないかと、というようにこの資料を見せていただきました。

岩田委員 : 犬山の給食は本当においしいなと思っていて、前回の値上げの時にも、おいしさや子どもが給食に期待していることを考えると、値上げは妥当であったと個人的に思う。言われたように、他の市町の金額が少ないところでエネルギーやいろいろな要素が足りていない市町もあるので、そういったことを考えると、今のままの形で進めていただければいいのかなと思う。ただいろいろな食材が上がってきて、学校栄養職員や栄養教諭の方々の仕事の負担は増えてきていると思うので、そのあたりもなんとかしていく形になればと思っております。

三輪委員長 : それでは以上で本日の報告事項及び協議事項は終了します。その他に何か協議したいことはありますか。それでは、議事がひととおり終了しましたので、議長の任務を解かせていただき、司会進行を事務局へお返しします。

事務局大黒 : ありがとうございます。

これで令和4年度第1回犬山市学校食育推進委員会を終了させていただきます。先ほど申し上げましたように、食材の検討を進めまして、値上げについてどうするかということをもたお伺いしていきたいと思っております。次回は12月を予定しております。本日はどうもありがとうございました。